



	容について使用を禁止。 (餌釣り(ムーチング)の禁止。)		
おいかわ	竿釣り (まき餌の禁止。)	6月15日～12月31日の間で組合が提示する期間 (遊漁時間は組合が提示する時間)	

おいかわ		6月15日～12月31日の間で組合が提示する期間 (遊漁時間は組合が提示する時間)	

イ漁具・漁法のワーム類の内容

- ①軟質プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌
- ②上記のうちスピナーベイト、ラバージグ、ポークリンド(天然素材のもの)は除外
- 2. ひめます湖畔回遊の時期3月20日～5月31日まで岸からのひめます釣り(岸からのボートでの釣りも含む)は禁止とする。

2項 禁漁区域

魚種	場所	期間
ヒメマス・ワカサギ	西湖コマ形浜から長崎の突起までの間	3月1日～同年12月31日まで
全魚種	組合が指定した保護区全域	3月1日～同年12月31日まで
全魚種	富士河口湖町西湖字駒形、漁協人口河川左右25m沖合30m	9月1日～同年12月31日まで(組合が提示する期間)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所(西湖2243-1番地)又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料(表中「前売り」という。)及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(表

イ漁具・漁法のワーム類の内容

- ①軟質プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌
- ②上記のうちスピナーベイト、ラバージグ、ポークリンド(天然素材のもの)は除外
- 2. ひめます湖畔回遊の時期3月20日～5月31日まで岸からのひめます釣り(岸からのボートでの釣りも含む)は禁止とする。

2項 禁漁区域

魚種	場所	期間
ワカサギ	西湖コマ形浜から長崎の突起までの間	3月1日～同年5月30日まで
ワカサギ	西湖小路原中央部から中の鼻突端まで	3月1日～同年5月30日まで
ワカサギ	西湖喉首突端から西湖キャンプ場中央まで	3月1日～同年5月30日まで
全魚種	富士河口湖町西湖字駒形、漁協人口河川左右25m沖合30m	9月1日～同年12月31日まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所(西湖2243-1番地)又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料(表中「前売り」という。)及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(表

中「現場売り」という。)は次表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料 (消費税込み)	
			前売料金	定価
ひめます わかさぎ	竿 釣	1日	1,700円	2,200円
ふな こい おいかわ うぐい おおくち ばす	竿 釣	1日	700円	1,200円
		1年	7,000円	

第2項～第3項 (略)

第5条～第8条 (略)

付 則 (施行期日)

この規則は令和2年2月1日から施行する。

この規則は、行政庁の認可のあった日 (令和5年3月31日) から施行する。

中「1日現場売り」という。)は次表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料 (消費税込み)	
			前売料金	定価
ひめます わかさぎ	竿 釣	1日	1,700円	2,200円
ふな こい おいかわ うぐい おおくち ばす	竿 釣	1日	700円	1,200円
		1年	6,000円	

第2項～第3項 (略)

第5項～第8条 (略)

付 則 (施行期日)

この規則は平成26年1月1日から施行する。

この規則は令和2年2月1日から施行する。

1日券の遊漁料については、令和3年3月1日から施行する。

この規則の施行前においては、なお従前の例による。